

やはばの

# ふくむ

No. 138  
●発行●  
令和2年10月1日

～赤い羽根共同募金は矢巾町の福祉活動等に  
役立てられています～



社会福祉法人新生会  
多機能型事業所  
あさあけの園  
のみなさん

赤い羽根共同募金の助成金で新しい  
菓子製造機器を整備しました。

おいしいパンが



焼きあがっています



「Café あさあけ」

令和2年金婚式を迎えるご夫婦の  
皆様を慶祝します

※詳細は5ページをご覧ください

～つながりをたやさない社会づくり～ 赤い羽根共同募金にご協力をお願いします

**赤い羽根共同募金は  
矢巾町内の福祉を支える  
活動等に使われています！**



今年も10月1日から全国一斉に赤い羽根共同募金運動が始まりました。

赤い羽根共同募金は、主として地域の高齢者、障がい者、子どもたちなどを対象にした福祉活動、また、その福祉の問題解決に取り組む福祉施設や団体の活動を支援するために使われます。寄せられた募金の70%は矢巾町のために使われ、残りは県内の福祉活動や「災害準備金」として積み立てられます。

近年、県内外で発生している豪雨災害等では各市町村に設置される災害ボランティアセンターの運営等に共同募金が役立てられています。今般の新型コロナウイルス感染症の発生では、学校の臨時休校等、全国で様々な影響が出ていますが、こうした状況下で起こる生活課題の解決に取り組む支援活動にも赤い羽根共同募金は役立てられます。町民の皆さまの温かいご理解とご協力をよろしくお願いします。

**令和元年度  
矢巾町に寄せられた募金**

- ◎赤い羽根共同募金 4,066,361 円
- ◎歳末たすけあい共同募金 2,697,428 円



**赤い羽根協力事業所様募集**

国民たすけあい運動として始まった共同募金運動は、今年で74回目を迎えます。昨年岩手県内では事業所各社からご寄付いただいた金額が総額で2,856万円に達し、他の寄付金と併せて県内各地域で有効に活用されています。

矢巾町でも昨年は222事業所様に募金のご協力をいただいています。

現在矢巾町共同募金委員会では募金の趣旨に賛同しご協力くださる事業所様を募集しています。

ご協力いただける事業所様は、矢巾町社会福祉協議会までご連絡ください。

記

- ◆募金額(目安) 1口 1,000円～
- ◆協力いただいた事業所様に赤い羽根協力店ステッカーをお渡ししています。また、当会広報誌「やはばのふくし」に協力事業所名の掲載を行います。
- ◆共同募金への寄付には税制上の優遇措置があり、事業所様からの寄付は全額損金算入することができます。



**矢巾町ふれあい広場**

大人も子どもも障がいのある人もない人も誰もが楽しめるお祭り(令和2年度は中止)



**思いやりの心育成事業**

ふどうこども園のみなさん  
「地域の方々と大豆の豆まきをしました」



**ひとり親家庭親子の集い**

県内の親子と交流しながら、木工細工体験とぶどう狩りを楽しみました



**ここかお食堂**

感染対策をとりながらお弁当配布を行いました

みなさんの温かい気持ち(募金)は身近な福祉活動に使われています

## 令和2年度 歳末たすけあい募金『たんぽぽ募金』 の申込について



歳末たすけあい運動は、共同募金運動の1つで多くの町民の皆さまからお寄せいただいたあたたかい善意の募金を、支援を必要とする方々が安心して新しい年を迎えることができるよう「たんぽぽ募金」としてお届けしている事業です。

「たんぽぽ募金」の申込を希望される方は、下記事項を確認の上、お住まいの地域の民生児童委員さんまたは、矢巾町社会福祉協議会までお申込ください。代理の方の申込も可能です。

※配分については、審査会において審査の上決定となります。

### ☆申込受付期間

令和2年10月1日(木)～10月30日(金)

### ☆申込先

お住まいの地区の民生児童委員さんまたは矢巾町社会福祉協議会

※お住まいの地区の民生児童委員さんがわからない場合は社会福祉協議会までお問合せください。

### ☆お届け時期とお届け方法

令和2年12月末に、お住まいの地区の民生児童委員さんが訪問してお届けします。

(募金運動の結果、昨年度は、1世帯5,000円、ひとり親世帯は子ども一人につき5,000円を配分しています。配分金額は募金額、申込状況等によって変動します。)

### ☆対象となる方(令和2年10月1日時点)

次の□にすべてあてはまることが条件となります。

- 矢巾町に住んでいること
- 生活保護を受けていないこと
- 低所得であること
- 次のうちのいずれかに該当すること
  - (1) 75歳以上の一人暮らし世帯
  - (2) 75歳以上の高齢者のみの世帯
  - (3) 障害者手帳の交付を受けている方がいる世帯
  - (4) ひとり親世帯(高校3年生までのお子さんがある世帯)
  - (5) その他、生活に困りごとがあり支援が必要と民生委員が認めた世帯



### 【同時募集】

### 歳末たすけあい運動『歳末福祉事業』について

#### ○対象となる活動

年末年始を機会とし、障がいの有無や年齢等に関わりなく誰もが地域社会の一員として参加できる福祉活動やイベントを実施する様々な支援活動に対して助成を行います。

#### ○申込方法

歳末福祉事業配分金交付申込書に必要事項を記入して矢巾町社会福祉協議会まで申込ください。(申込書は社会福祉協議会に設置しています)

#### ○決定・交付方法

審査会において審査の上決定をし、12月末に交付します。

※詳細につきましては矢巾町社会福祉協議会までお問合せください。

※個人情報につきましては厳重に管理し本目的以外には使用いたしません。

(但し、本事業に必要なためお住まいの地区の民生児童委員との情報共有にご同意いただきます。)

### ▶ご質問、お問合せは

岩手県共同募金会矢巾町共同募金委員会

社会福祉法人矢巾町社会福祉協議会 (Tel 611 - 2840) までお気軽にどうぞ

# こびりっこサロン通信

## こびりっこサロンとは…?

65歳以上の方を中心とした地域に住む人同士が気軽に集まり、お茶のみや軽運動などを楽しむ「地域の居場所」です!

矢巾町内のこびりっこサロンを毎号ご紹介。

第5回は「お茶っこの会(矢巾3区)」「お元気会(西徳田1区)」「高田友愛クラブ十日会(高田3区)」「気張るグループ(岩清水)」の4サロンをご紹介します。※現在は新型コロナウイルス感染症の対策を十分に行い開催しています。

### お茶っこの会(矢巾3区)

毎月第2・4木曜日10時～12時、矢巾3区公民館にて活動しています。

第2木曜は踊りとお茶会、第4木曜はシルバーハビリ体操、おしゃべりや作品づくりをしています。こちらのサロンは、自治会からの理解と支援が手厚く、地域ぐるみで活動を応援してくれているようです。

参加者の方々は「矢巾3区は比較的新しい行政区で、いろいろな人が住んでいる。サロンに来ると新しい出会いがある。」「手作りのおやつがあったり、公民館に来ているのに自宅にいるような温かさがある。」との声があり参加者にとってなくてはならない居場所となっているようです。



### お元気会(西徳田1区)

毎月第2・4水曜日9時30分～11時30分、西徳田1区公民館にて活動しています。1～2月は、参加者からの要望と運動不足の解消のため、月3回こびりっこサロンを開いているようです。

活動は、シルバーハビリ体操をし、その後は講師を依頼して身体を動かしながら頭を使う運動の指導を受けたり、輪投げやスカットボールなどの軽スポーツを行ったりしています。

参加者の方より「お元気会の日には体操もおしゃべりもできて張り合いがある。」「一人暮らしなので、サロンに来てみなさんに元気をもらっている。」など、開催日を待ちわびている様子が見えられました。



### 高田友愛クラブ十日会(高田3区)

毎月10日頃、10時～13時に高田コミュニティセンターで開催しているサロンです。サロンの名前は、毎月十日前後、参加者と話し合って開催するため高田10日会としたそうです。

主な活動は、季節のうたを歌ったりクイズを解いたり、食事を囲みながらのおしゃべりを楽しんでいます。代表の高橋敏子さんは、「みなさんが持ち寄ったおかずや差し入れがあった食材で作る、手作りランチが自慢です。月一回集まり、おいしいものを食べながらのサロンは毎月の楽しみです。」と話していました。



### 気張るグループ(岩清水)

毎週土曜日、16時～18時工房ホソカワ休憩所にて開催されています。

サロンの名称は「年齢に負けず気張って(ケッパって)サロンに集まり続けよう」という意味が込められているそうです。

参加者のみなさんより「気張るグループの参加者は仕事を持っている人もいます。土曜日の夕方(高田3区)に集まって政治から地域(岩清水地区)のことまで様々な話題について話せる場があることが息抜きになっている。長く続けられるようにケッパリ(気張り)続けたいと思います。」と話されていました。



こびりっこサロンに参加してみたい方、サロンを開いてみたい方、その他ご質問等につきましては、矢巾町社会福祉協議会(Tel 611-2840)へご連絡ください。

**本年金婚式（結婚50年）を迎えるご夫婦の皆さまへ**  
**く人生を共に歩んでくれたお2人の記念に、**  
**お祝いギフトをお届けします。**

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止として本年の**金婚式典・祝賀会**は中止とさせていただきますが、本年、金婚式を迎えるご夫婦（昭和45年に結婚して今年で50年を迎えるご夫婦）の皆さまにお祝いの品を贈り慶祝します。

ご希望の方は左記事項を確認の上、社会福祉協議会までお申込ください。

**◆対象** 昭和45年にご結婚され今年で50年を迎えるご夫婦

**◆ギフト内容**

- ①盛岡グランドホテルのお祝い膳・祝い酒
- ②記念写真チケット（中谷地写真館でご夫婦の記念写真が撮れるチケット）※写真は六つ切一枚（台紙付）ご夫婦写真の他、ご家族での撮影も可
- ③記念品セット

\*①～③をご自宅までお届けします。

**◆日時**

- ・11月下旬にお届けします。

**◆申込み**

10月26日（月）までに、矢巾町社会福祉協議会（6111-2840）へお申し込みください。

お申込みの際に、左記①～④をお知らせください。

- ①名前（ご夫婦）
- ②住所並びに行政区
- ③電話番号
- ④記念日

**◆その他**

- ・恐れ入りますが、お祝い膳につきましてはその一部として8千円頂戴します。
- ・お届け日等の詳細につきましては、申込者に別途ご案内いたします。

## ボランティア基礎講座 「ボランティア基本の『き』」

矢巾町社会福祉協議会では、ボランティアの基本知識を学ぶ、ボランティア基礎講座を開催します。ボランティア初心者の方、少しでも興味のある方、ボランティアの基本を学んでみませんか。もちろんボランティア経験のある方も大歓迎です。

また、ボランティア基礎講座終了後、希望者を対象に「おでかけ送迎サービスボランティア」実技研修をあわせて開催します。「ボランティア基礎講座」に参加の方で興味のある方は、是非ご参加ください。

○日時 令和2年10月21日（水）

	時間	内容
開会行事	9:30～9:40	
基礎講座	9:40～10:40	「ボランティアとは」 講師：岩手県社会福祉協議会 千葉 武治 氏
実技研修	10:50～11:50	車いす体験・福祉車両操作体験
閉会	11:50～12:00	

○場所 えんじょいセンター（旧町民センター食堂）

○対象 **【基礎】** ボランティア活動に興味のある方

**【送迎】** 下記①～③を満たしている方

- ① 75歳未満の方
- ② 普通自動車免許を保持し、運転経験が継続して3年以上経過している方
- ③ 過去2年以内に運転免許停止処分を受けていない方

○定員 10名

※定員になり次第締切とします

○受講料 無料

○服装 動きやすい服装、運動靴

○持ち物 筆記用具、飲み物

※おでかけ送迎サービスとは…

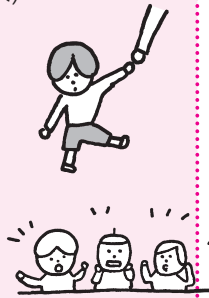
移動に車いす等が必要な方を車いすごと乗れる車両で送迎するサービスです。（令和2年3月16日発行やはばのふくし136号で広報しています。）

【申込み・問合せ先】 矢巾町社会福祉協議会 TEL：611-2840 FAX：697-8967

**ひとり親家庭等のための  
無料弁護士相談(矢巾町)開催のお知らせ**

岩手県にお住まいのひとり親家庭の方(母子家庭の母、父子家庭の父、寡婦)を対象に弁護士による無料法律相談を行います。困ったとき、悩んだとき、お気軽にご相談ください。(要予約)

- \*日時: 令和2年10月21日(水)
- \*時間: 10:00~15:00
- \*場所: 矢巾町役場2階相談室
- \*担当弁護士 望月 敦允 氏
- \*予約・問合せ先  
岩手県母子寡婦福祉連合会  
Tel 623-8539  
または 矢巾町社会福祉協議会  
Tel 611-2840



**善意のご寄付ありがとうございました**

(令和2年3月1日~令和2年8月31日現在)

令和2年度矢巾町社会福祉協議会に寄付を寄せられた方のご芳名を掲載させていただきます。

矢巾町の地域福祉のために有効に活用いたします。ありがとうございました。

- ◇矢巾町立矢巾中学校 様
- ◇(株)オリテック 21  
代表取締役 及川 謙二 様
- ◇やはば白ゆり 吉田 玲子 様
- ◇わかば会 様
- ◇食ボラ工房 菜々彩 昆 つな子 様
- ◇渡邊 要 様
- ◇矢巾ゴルフ協会 会長 長谷川 和男 様
- ◇匿名 6件(矢巾町5件、盛岡市1件)

**矢巾町社会福祉協議会 会費納入のお礼**

このたび、会費納入のご協力をお願いしたところ多くの方にご賛同いただき、誠にありがとうございました。ご協力いただきました皆様に心から御礼を申し上げますと共に、行政区長様をはじめとした関係者の皆様方に感謝申し上げます。

お寄せいただきました会費は地域の福祉活動に活用させていただきます。

今後とも社会福祉協議会の活動につきましてご支援、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

**「暮らしの専門相談所」カレンダー (令和2年10月~3年1月)**

**\* 暮らしの専門相談所開設日程 \***

期日	曜日	時間	相談内容	相談にあたる人・機関
令和2年10月9日	金	午前9時~正午	行政	行政相談委員
		午前9時~午後3時	人権	人権擁護委員
		午前10時~午後3時	法律	弁護士
10月20日	火	午後1時~午後4時	高齢者・児童障がい者	相談員
10月27日	火	午後1時~午後4時	登記・相続	司法書士
11月13日	金	午前9時~正午	行政	行政相談委員
		午前9時~午後3時	人権	人権擁護委員
		午前10時~午後3時	法律	弁護士
11月17日	火	午後1時~午後4時	高齢者・児童障がい者	相談員
11月24日	火	午後1時~午後4時	消費生活・DV	消費生活アドバイザー
11月27日	金	午後1時~午後4時	心配ごと	民生委員
12月11日	金	午前9時~正午	行政	行政相談委員
		午前9時~午後3時	人権	人権擁護委員
		午前10時~午後3時	法律	弁護士
12月15日	火	午後1時~午後4時	高齢者・児童障がい者	相談員
令和3年1月8日	金	午前9時~正午	行政	行政相談委員
		午前9時~午後3時	人権	人権擁護委員
		午前10時~午後3時	法律	弁護士
1月19日	火	午後1時~午後4時	高齢者・児童障がい者	相談員

矢巾町社会福祉協議会では暮らしの専門相談所を開設しています。介護や保健医療、多重債務・消費生活のトラブルや人権、財産、相続、登記、児童・女性虐待など様々な生活課題に対応します。個人のプライバシーは秘密を厳守しています。一人で悩まず、相談所を利用下さい。相談は無料です。



※今般の新型コロナウイルス感染症拡大防止のため各相談は電話相談となる場合があります。あらかじめご了承ください。弁護士と相談されたい方はあらかじめ時間予約が必要ですので、下記に連絡の上予約して下さい。(相談したい内容はあらかじめ簡条書きにまとめて下さい。)

予約電話 **611-2840** 矢巾町社会福祉協議会(矢巾町役場内)

この広報は、みなさんからの会費や赤い羽根募金の配分を受けて発行しています。